

平成 18 年度富山県人事行政の運営等の状況

富山県人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成 17 年富山県条例第 5 号）第 6 条の規定に基づき、平成 18 年度における富山県人事行政の運営等の状況について、次のとおり公表します。

なお、一部の項目については、平成 19 年 4 月 1 日現在の状況等を公表します。

1 職員の任免及び職員数に関する状況

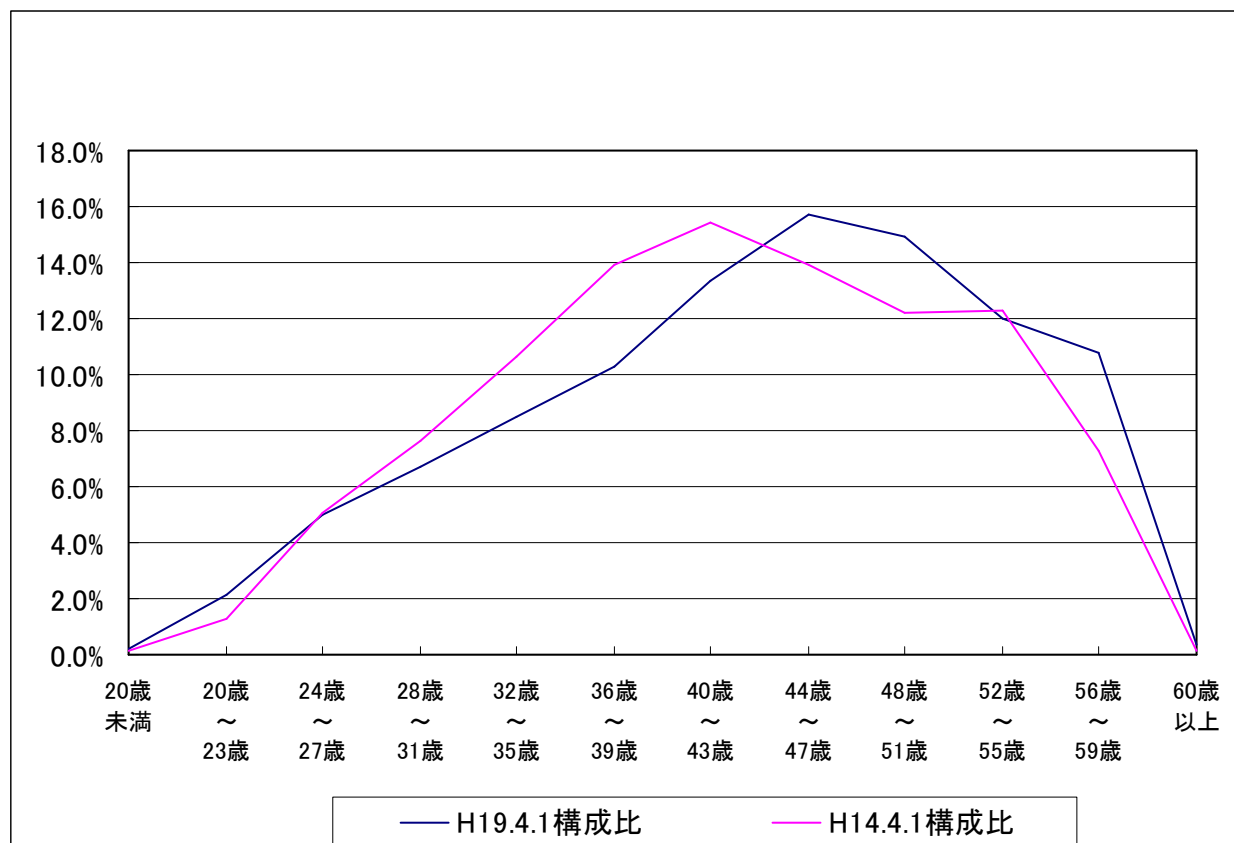
(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由 (各年 4 月 1 日現在、単位：人)

部門	区 分	職 員 数		対前年 増減数	主な増減理由
		平成 18 年	平成 19 年		
一般行政部門	総務企画・税務	763	748	△ 15	青少年の家の廃止
	民生・衛生	1,032	1,003	△ 29	流杉老人ホームの廃止
	商工・労働	253	245	△ 8	職業能力開発校の再編
	農 林 水 産	1,002	970	△ 32	普及事業の見直し、公共事業の減少
	土 木	932	897	△ 35	公共事業の減少
	小 計	3,982	3,863	△ 119	(参考：人口 10 万人当たり職員数 348 人)
特別行政部門	教 育	9,344	9,263	△ 81	生徒数の減少による教職員の減 警察官増員
	警 察	2,254	2,259	5	
	小 計	11,598	11,522	△ 76	(参考：人口 10 万人当たり職員数 1,037 人)
公営企業等会 計	病 院	852	853	1	医療体制の充実 発電管理所の統合
	そ の 他	173	153	△ 20	
	小 計	1,025	1,006	△ 19	
合 計		16,605 [17,552]	16,391 [17,554]	△214 [2]	(参考：人口 10 万人当たり職員数 1,476 人)

注 1 職員数は一般職に属する職員数であり、地方公務員の身分を保有する休職者、派遣職員などを含み、臨時又は非常勤職員を除いています。

注 2 []内は、条例定数の合計です。

(2) 年齢別職員構成の状況（平成 19 年 4 月 1 日現在）



(平成 19 年 4 月 1 日現在の年齢別職員構成比)

区 分	20 歳 未満	20 歳 ～ 23 歳	24 歳 ～ 27 歳	28 歳 ～ 31 歳	32 歳 ～ 35 歳	36 歳 ～ 39 歳	40 歳 ～ 43 歳	44 歳 ～ 47 歳	48 歳 ～ 51 歳	52 歳 ～ 55 歳	56 歳 ～ 59 歳	60 歳 以上	計
職員数	人 34	人 352	人 816	人 1,101	人 1,397	人 1,685	人 2,191	人 2,571	人 2,445	人 1,971	人 1,768	人 60	人 16,391
構成比	% 0.2	% 2.1	% 5.0	% 6.7	% 8.5	% 10.3	% 13.4	% 15.7	% 14.9	% 12.0	% 10.8	% 0.4	% 100.0

(3) 定員管理の数値目標及び進捗状況

県では、事務・事業の再編・整理、廃止・統合や民間委託の推進などの行政改革の取組みについて、平成 17 年度を起点として、平成 21 年度までの具体的な取組みを明示した富山県集中改革プランを平成 18 年 7 月に策定しましたが、その中において、総定員を対象とした定員管理の目標を定めています。

①平成 17 年 4 月 1 日～平成 22 年 4 月 1 日における定員管理の数値目標

平成 18 年度から平成 22 年度までの 5 年間で、上記(1)の表の全部門の職員数（基準：平成 17 年 4 月 1 日〔16,701 名〕）の 5.2%（861 名）を削減目標としています。

平成17年4月1日 職員数	平成22年4月1日 職員数	純減数	純減率
16,701人	15,840人	△861人	△5.2%

②定員管理の数値目標の年次別進捗状況（実績）の概要

	H17. 4. 1 (基準)	H18. 4. 1	H19. 4. 1	H20. 4. 1	H21. 4. 1	H22. 4. 1	累計	削減 目標
一般行政部門	4,080	3,982	3,863				—	3,658
	—	△98	△119				△217	△422
	—	△2.4	△2.9				△5.3	△10.3
特別行政部門	11,590	11,598	11,522				—	11,226
	—	8	△76				△68	△364
	—	0.1	△0.7				△0.6	△3.1
教育部門	9,396	9,344	9,263				—	8,991
	—	△52	△81				△133	△405
	—	△0.6	△0.9				△1.4	△4.3
教員	8,073	8,049	8,024				—	7,882
	—	△24	△25				△49	△191
	—	△0.3	△0.3				△0.6	△2.4
その他	1,323	1,295	1,239				—	1,109
	—	△28	△56				△84	△214
	—	△2.1	△4.2				△6.3	△16.2
警察部門	2,194	2,254	2,259				—	2,235
	—	60	5				65	41
	—	2.7	0.2				3.0	1.9
警察官	1,847	1,904	1,912				—	1,905
	—	57	8				65	58
	—	3.1	0.4				3.5	3.1
その他	347	350	347				—	330
	—	3	△3				0	△17
	—	0.9	△0.9				0.0	△4.9
公営企業等	1,031	1,025	1,006				—	956
	—	△6	△19				△25	△75
	—	△0.6	△1.8				△2.4	△7.3
合 計	16,701	16,605	16,391				—	15,840
	—	△96	△214				△310	△861
	—	△0.6	△1.3				△1.9	△5.2

※各項目下欄の上段は対前年度増減数、下段は対前年度増減数の基準数（H17. 4. 1 職員数）に対する比率

(参考) 定員適正化計画における定員管理の数値目標（一般行政部門）

県では簡素で効率的な行政を推進するため、平成 16 年度に策定した新しい定員適正化計画に基づき、職員数の抑制に努め、適正な定員管理を行っています。

①定員適正化の目標

平成 17 年度から平成 21 年度までの 5 年間で、上記(1)の表のうち一般行政部門の職員数（基準：平成 16 年 4 月 1 日 [4, 159 名]）の 10%（416 名）を削減目標としています。

平成16年 4 月 1 日 職員数	平成21年 4 月 1 日 職員数	純減数	純減率
4, 159人	3, 743人	△416人	△10%

なお、前回の定員適正化計画においては、平成 12 年度から平成 16 年度までの 5 年間で、一般行政部門の職員数（基準：平成 11 年 4 月 1 日 [4, 479 名]）の 5 %（224 名）を削減目標としていましたが、目標値を上回る 7.1%（320 名）の削減を達成しました。

②定員適正化計画の進捗状況

（各年 4 月 1 日現在、単位：人）

		平成 16 年	平成 17 年	平成 18 年	平成 19 年	平成 20 年	平成 21 年	計
一般 行政 部門	職員数	4, 159	4, 080	3, 982	3, 863			
	減員	(基準)	△147	△180	△210			△537
	増員		68	82	91			241
	増減数		△79	△98	△119			△296
	増減率		△1. 9%	△2. 4%	△2. 9			△7. 1%

《参考：前回の定員適正化計画の実績》

（各年 4 月 1 日現在、単位：人）

		平成 11 年	平成 12 年	平成 13 年	平成 14 年	平成 15 年	平成 16 年	計
一般 行政 部門	職員数	4, 479	4, 435	4, 337	4, 262	4, 204	4, 159	
	増減数	(基準)	△44	△98	△75	△58	△45	△320
	増減率		△1. 0%	△2. 2%	△1. 6%	△1. 3%	△1. 0%	△7. 1%

③適正化の手法（平成 18 年度）

- ア 組織の統廃合 青少年の家の廃止、流杉老人ホームの廃止、職業能力開発校の再編等
- イ 事務事業の見直し 農業改良普及事業の見直し、公共事業の減少に伴う見直し 等
- ウ 民間委託の推進 道路維持業務の民間委託 等

(4) 採用の状況（平成 18 年度）

①知事部局等 169 名採用（競争試験：33 名、選考：136 名）

②教育委員会 170 名採用（競争試験：5 名、選考：165 名）

③警察本部 112 名採用（競争試験：110 名、選考：2 名）

注 1 「知事部局等」には、知事部局、企業局、監査委員事務局、人事委員会事務局、労働委員会事務局、議会事務局、海区漁業調整委員会事務局を含みます。（以下同じ）

注 2 選考採用者は、各任命権者が実施した選考により採用した者のみを計上しています。

(5) 昇任の状況（平成 18 年度）

①知事部局等

ア 一般職員 389 名（部長：9 名、次長：20 名、室長：28 名、
課長：59 名、課長補佐：123 名、係長：150 名）

イ 教員 10 名（教授：4 名、助教授：2 名、講師：4 名）

②教育委員会

ア 一般職員 110 名（次長：2 名、室長：3 名、課長：8 名、
課長補佐：25 名、係長：72 名）

イ 教員 83 名（校長：28 名、教頭：55 名）

③警察本部

ア 一般職員 16 名（参事：1 名、課長：1 名、管理官：2 名、
課長補佐：4 名、係長：8 名）

イ 警察官 98 名（警視：11 名、警部：25 名、警部補：62 名）

注 1 （ ）内は昇任後の職層等毎に分類したものです。

(6) 退職の状況（平成 18 年度）

①知事部局等 296 名退職

②教育委員会 258 名退職

③警察本部 131 名退職

2 職員の給与に関する事項

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

区 分	住民基本 台帳人口 (18 年度末)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 (B / A)	(参考) 17 年度の人件費率
18 年度	人 1, 110, 713	千円 504, 412, 589	千円 3, 931, 493	千円 151, 663, 622	% 30. 1	% 29. 6

注 1 普通会計とは、企業局・中央病院等を除く県事業全般を行うための会計をいいます。

注 2 人件費には、一般職員、小・中・高・大学の教員、警察官に支給される給与・退職手当・共済費及び知事・議員等の特別職に支給される給料・報酬等を含みます。

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区分	職員数 A	給 与 費				一人当り 給与費 (B/A)	(参考) 都道府県平均 一人当たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計B		
18 年度	人 15, 579	千円 70, 701, 865	千円 12, 559, 605	千円 29, 280, 433	千円 112, 541, 903	千円 7, 224	千円 7, 596

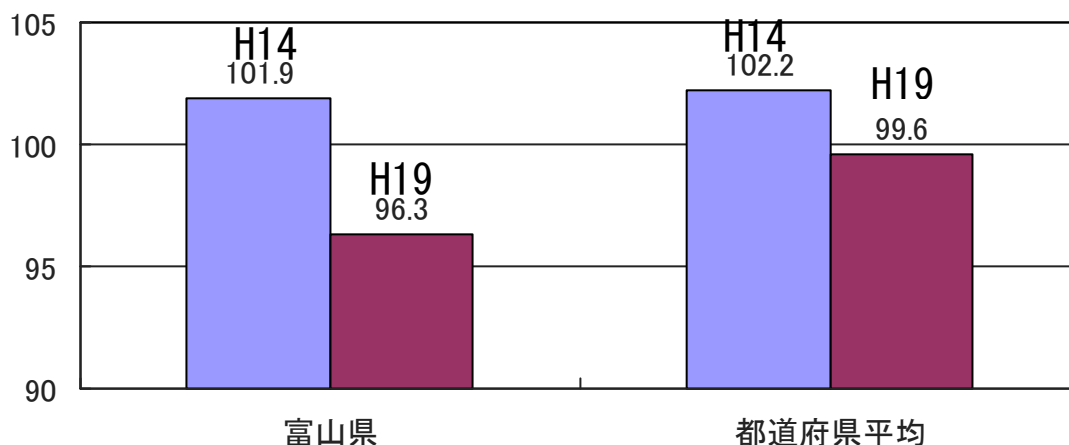
注 1 職員手当には退職手当を含みません。

注 2 職員数は、平成 18 年 4 月 1 日現在の人数です。

(3) 特記事項

- ① 平成 17 年度から 19 年度までの 3 年間、県の一般職の職員のうち、管理職は給料月額 5 %、その他の職員は 3 %の減額措置を実施しています。
- ② 平成 17 年度から 19 年度までの 3 年間、県の特別職の職員のうち、県議会議長は報酬月額 10 %、副議長は 7 %、議員は 5 %の減額措置を実施しています。
- ③ 平成 17 年度から 19 年度までの 3 年間、県の特別職の職員のうち、知事は給料月額 10 %、副知事、常勤監査委員及び教育長は 7 %の減額措置を実施しています。

(4) ラスパイレス指数の状況（各年4月1日現在）



注 ラスパイレス指数とは、国家公務員の給与水準を100とした場合の地方公務員の給与水準を示す指数をいいます。

【参考】地域手当補正後ラスパイレス指数

96.3

（平成19年4月1日）

注 「地域手当補正後ラスパイレス指数」とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給率を用いて補正したラスパイレス指数です。

(5) 給与改定の状況

①月例給

区分	人事委員会の勧告				給与改定率	(参考) 国の改定率
	民間給与 A	公務員給与 B	較差 A-B	勧告 (改定率)		
19年度	385,700円	384,997円	703円 (0.18%)	0.13%	0.13%	0.35%

（注）「民間給与」、「公務員給与」は、人事委員会勧告において公民の4月分の給与額をラスパイレス比較した平均給与月額である。

②特別給

区分	人事委員会の勧告				給与支給月数	(参考) 国の年間支給月数
	民間の支給割合 A	公務員の支給割合 B	較差 A-B	勧告 (改定月数)		
19年度	4.48月	4.45月	0.03月	0.05月	4.50月	4.50月

（注）「民間の支給割合」は民間事業所で支払われた賞与等の特別給の年間支給割合、「公務員の支給月数」は期末手当及び勤勉手当の年間支給月数である。

(6) 職員の平均給料月額、平均給与月額及び平均年齢の状況（１９年４月１日現在）

①一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
富山県	43.5 歳	345,100 円	417,600 円	375,494 円
国	40.7 歳	325,724 円	—	383,541 円
都道府県平均	43.6 歳	354,147 円	436,429 円	396,019 円

注１ 平均給料月額とは、平成１９年４月１日現在における各職種毎の職員の基本給の平均です。
(以下同様です。)

注２ 平均給与月額とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当など諸手当の額を合計したものです。

また、「平均給与月額（国ベース）」は、国家公務員の平均給与月額には時間外勤務手当、特殊勤務手当等の手当が含まれていないことから、比較のため国家公務員と同じベースで再計算したものです。

(以下同様です。)

②技能労務職

区 分	公 務 員					民 間			参 考 A/B
	平均年齢	職員数	平均給料月 額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国ベース)	対応する民間の類似 職種	平均年齢	平均給与月額 (B)	
富山県	50.1 歳	406 人	352,900 円	396,200 円	375,175 円	—	—	—	—
うち運転手	48.1 歳	177 人	351,500 円	406,900 円	378,489 円	自家用乗用自動車 運転者	52.6 歳	252,100 円	1.61
うち用務員	50.1 歳	77 人	349,000 円	379,200 円	370,989 円	用務員	53.9 歳	227,200 円	1.67
うち学校給食員	51.6 歳	11 人	341,400 円	360,400 円	352,114 円	調理士	40.9 歳	247,300 円	1.46
国	48.8 歳	5,193 人	287,094 円	—	320,514 円	—	—	—	—
都道府県平均	47.9 歳	575 人	338,849 円	393,549 円	371,181 円	—	—	—	—

注１ 本表で使用している民間データは、厚生労働省が公表している「賃金構造基本統計調査」（賃金センサス）に基づくものです。なお、公務員のデータは臨時雇用や嘱託の職員を除き、期間を定めずに雇用されている正規の職員のみを計上しておりますが、民間データの基となる賃金センサスの対象労働者には、①期間を定めずに雇われている労働者、に加えて、②１ヶ月を超える期間を定めて雇われている労働者、③日々又は１ヶ月以内の期間を定めて雇われている労働者のうち、４月及び５月にそれぞれ１８日以上雇用された労働者、も含まれています。

注2 うち〇〇〇とあるのは、本県の技能労務職員のうち、職員数が多い順に3つの職種を選んで記載してあるものです。

注3 民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用しています。
(平成16年～平成18年の3カ年平均)

注4 技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではありません。

区 分	参 考		
	年収ベース(試算値)の比較		
	公務員(C)	民間(D)	C/D
富山県	—	—	—
うち運転手	6,664,800 円	3,391,100 円	1.97
うち用務員	6,315,800 円	3,284,300 円	1.92
うち学校給食員	6,041,000 円	3,421,200 円	1.77

注5 年収ベースの「公務員(C)」及び「民間(D)」のデータは、それぞれ平均給与月額を12倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年度に支給された年間賞与の額を加えた試算値です。

③高等(特殊・専修・各種)学校教育職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
富山県	44.6 歳	402,900 円	457,900 円
都道府県平均	44.4 歳	401,470 円	469,882 円

④小・中学校(幼稚園)教育職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
富山県	44.5 歳	391,900 円	433,300 円
都道府県平均	43.8 歳	389,710 円	452,184 円

⑤警察職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
富山県	41.6 歳	343,000 円	456,400 円	372,259 円
国	42.0 歳	332,446 円	—	379,710 円
都道府県平均	40.7 歳	344,824 歳	493,047 円	390,204 円

(7) 職員の初任給の状況（平成 19 年 4 月 1 日現在）

区 分		富 山 県	国
一 般 行 政 職	大学卒	176,800 円	170,200 円
	高校卒	142,800 円	138,400 円
技 能 労 務 職	高校卒	130,300 円	—
	中学卒	120,200 円	—
高等学校 教 育 職	大学卒	197,400 円	—
	短大卒	172,600 円	—
小・中学校 教 育 職	大学卒	197,400 円	—
	短大卒	175,100 円	—
警 察 職	大学卒	202,300 円	199,900 円
	高校卒	166,400 円	156,200 円

注 実際の支給は、3%の減額措置が適用されます。

(8) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額状況（平成 19 年 4 月 1 日現在）

経験年数 区分		10 年以上 15 年未満	15 年以上 20 年未満	20 年以上 25 年未満
一 般 行 政 職	大学卒	274,600 円	333,300 円	381,500 円
	高校卒	229,200 円	266,400 円	341,100 円
技 能 労 務 職	高校卒	223,200 円	273,600 円	316,700 円
	中学卒	該当者無し	260,100 円	298,500 円
高等学校 教 育 職	大学卒	326,600 円	377,500 円	412,500 円
	短大卒	259,900 円	304,400 円	375,500 円
小・中学校 教 育 職	大学卒	321,800 円	376,500 円	407,500 円
	短大卒	292,400 円	342,000 円	392,100 円
警 察 職	大学卒	292,400 円	339,700 円	391,600 円
	高校卒	258,000 円	300,800 円	351,600 円

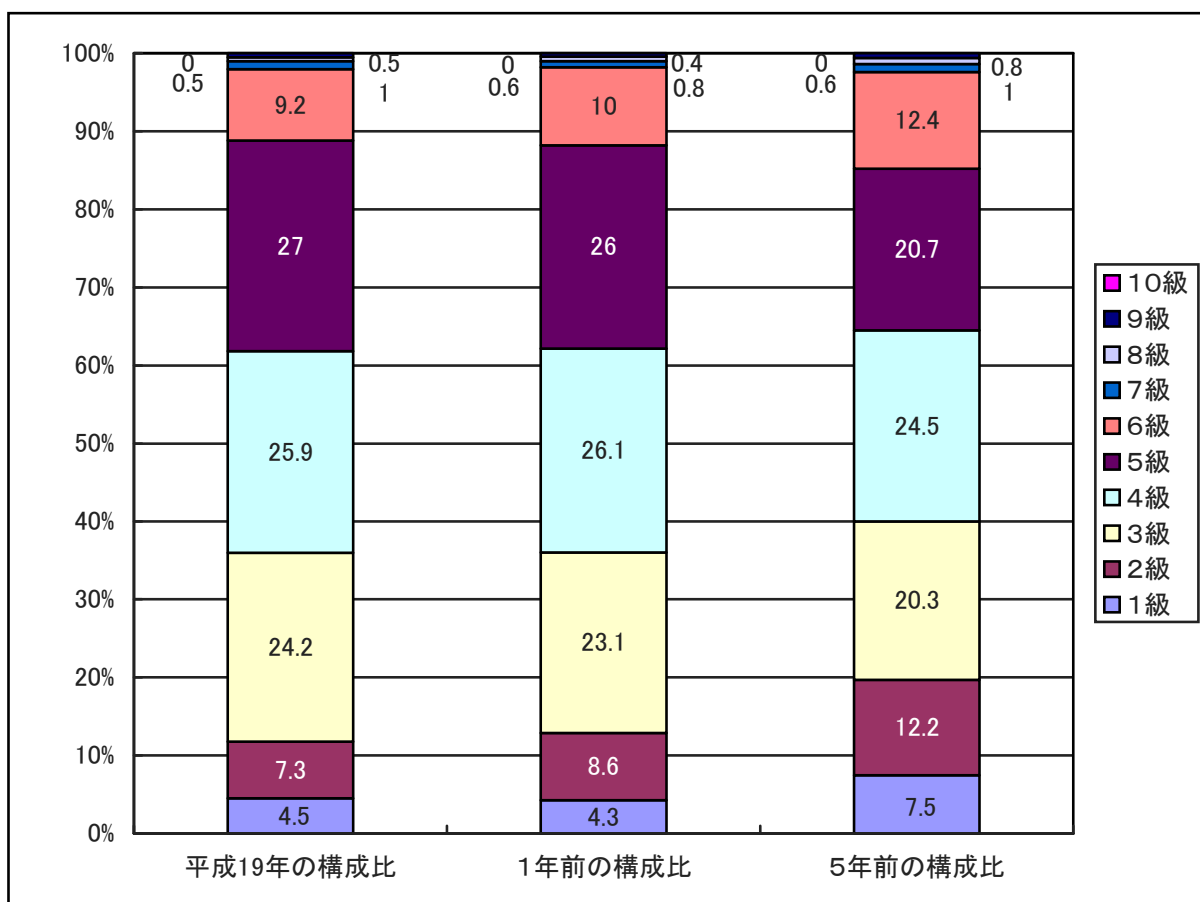
注 経験年数とは、卒業後直ちに採用され引き続き勤務している場合は、採用後の年数をいうものです。

(9) 一般行政職の級別職員数の状況（平成 19 年 4 月 1 日現在）

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比	参 考	
				1 年前の構成比	5 年前の構成比
1 級	主事、技師	167	4.5	4.3	7.5
2 級	主事、技師	271	7.3	8.6	12.2
3 級	係長、主任	902	24.2	23.1	20.3
4 級	係長、主任	965	25.9	26.1	24.5
5 級	本庁の課長補佐、大規模出先機関の課長	1,009	27.0	26.0	20.7
6 級	本庁の課長、出先機関の長	343	9.2	10.0	12.4
7 級	本庁の室長、大規模出先機関の長	36	1.0	0.8	1.0
8 級	本庁の次長	20	0.5	0.6	0.8
9 級	本庁の部長	18	0.5	0.4	0.6
10 級	本庁の部長	0	0.0	0	0

注 1 富山県の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数です。

注 2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職名です。



注 平成 18 年に 11 級制から 10 級制に変更しています。（旧給料表の 1 級及び 2 級並びに 4 級及び 5 級をそれぞれ統合）

(10) 昇給への勤務成績の反映状況

1. 勤務成績の評定の実施状況 平成 18 年 10 月から、全職員を対象とした目標管理手法による業績評価制度を実施している。 また、地方公務員法第 40 条に基づき、毎年 7 月 31 日を評定日として課長補佐級以下の職員に対して勤務成績の評定を実施している。
2. 昇給への勤務成績の反映状況 全職員について、昇給日前 1 年間の勤務成績に基づき、昇給区分（0～7 号給）を決定。 平成 19 年 4 月 1 日の昇給において、一般行政職（知事部局）の職員のうち、最高号給に到達している、4 月 1 日付けで採用となったなどの理由により昇給しない職員を除いた昇給させることができる職員 2,410 名中、上位区分（2～7 号給）に決定された者が 546 名（22.7%）、標準区分（1～3 号給）に決定された者が 1,856 名（77.0%）、下位区分（0～1 号）に決定された者が 8 名（0.3%）であった。 ※「〇～〇号給」となっているのは、55 歳以上（大学教員・医師等は 57 歳以上）の職員は昇給号数が 2 分の 1 に抑制されているためである。

(11) 職員手当の状況

① 期末手当・勤勉手当

富 山 県	国
1 人当たり平均支給額（18 年度） 1,914 千円	—
（18 年度支給割合） 期末手当 勤勉手当 3.00 月分 1.45 月分 （1.60）月分 （0.75）月分	（18 年度支給割合） 期末手当 勤勉手当 3.00 月分 1.45 月分 （1.60）月分 （0.75）月分
（加算措置の状況） 職務上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 15～25%	（加算措置の状況） 職務上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 10～25%

注 （ ）内は、再任用職員に係る支給割合です。

【参考】勤勉手当への勤務実績の反映状況（一般行政職）

1. 勤務成績の評定の実施状況

平成 18 年 10 月から、全職員を対象とした目標管理手法による業績評価制度を実施している。

また、地方公務員法第 40 条に基づき、毎年 7 月 31 日を評定日として課長補佐級以下の職員に対して勤務成績の評定を実施している。

2. 勤勉手当への勤務実績の反映状況

全職員について、業績評価の結果（6 月支給分は前年度後期（10～3 月）、12 月支給分は当年度前期（4～9 月）の結果を用いる）及び勤勉手当支給前 6 月間の勤務状況に基づき、成績率（0/100～116/100）を決定。

平成 19 年 12 月の勤勉手当において、一般行政職（知事部局）の職員 2, 836 名中、上位区分（83.5/100～116/100）に決定された者が 270 名（9.5%）、標準区分（76/100～96/100）に決定された者が 2, 556 名（90.1%）、下位区分（0/100～60/100）に決定された者が 10 名（0.4%）であった。

※「○/100～○/100」となっているのは、特定幹部職員とその他の職員で成績率が異なるためである。

②退職手当（平成 19 年 4 月 1 日現在）

富 山 県			国		
支給率	自己都合	勸奨・定年	支給率	自己都合	勸奨・定年
勤続 20 年	23.5 月分	30.55 月分	勤続 20 年	23.5 月分	30.55 月分
勤続 25 年	33.5 月分	41.34 月分	勤続 25 年	33.5 月分	41.34 月分
勤続 35 年	47.5 月分	59.28 月分	勤続 35 年	47.5 月分	59.28 月分
最高限度額	59.28 月分	59.28 月分	最高限度額	59.28 月分	59.28 月分
その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 (2%～20%加算 ※) ※平成 20 年 3 月 31 日までは、 早期勸奨退職特例措置として 3%～30%加算			その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 (2%～20%加算)		
1 人当たり	自己都合	勸奨その他			
平均支給額	986 千円	27,576 千円			

注 退職手当の 1 人当たり平均支給額は、平成 18 年度に退職した職員に支給された平均額です。

③地域手当（平成 19 年 4 月 1 日現在）

支給実績（平成 18 年度決算）		4 6 8, 3 0 1 千円	
支給対象職員 1 人当たり平均支給額 （平成 18 年度決算）		5 8, 8 6 9 円	
支給対象地域（職種）	支給対象職員数	支給率	国の制度（支給率）
東京	1 0 人	1 4 %	1 4 %
大阪	1 人	1 2 %	1 2 %
名古屋	2 人	1 2 %	1 2 %
富山	7, 8 8 8 人	2 %	2 %
舟橋村	3 1 人	0 %	2 %
上記以外の県内市町村	8, 1 9 3 人	0 %	0 %
医師	1 2 6 人	1 2 %	1 2 %
平 均 支 給 率		1 . 0 7 %	1 . 0 8 %

注 1 国の制度（支給率）の欄の平均支給率は、支給対象職員に対し国の率で支給したと仮定した場合の加重平均の支給率です。

（平成 22 年度の制度完成時）

支給対象地域（職種）	支給率	国の制度（支給率）
東京	1 8 %	1 8 %
大阪	1 5 %	1 5 %
名古屋	1 2 %	1 2 %
富山	3 %	3 %
舟橋村	0 %	3 %
上記以外の県内市町村	0 %	0 %
医師	1 5 %	1 5 %

注 国の制度では、平成 22 年度での完成を目指して、平成 18 年度から支給率を段階的に引き上げることとをしています。

④特殊勤務手当（平成 19 年 4 月 1 日現在）

支給実績（平成 18 年度決算）		1, 1 1 5, 9 0 5 千円	
支給対象職員 1 人当たり平均支給額（平成 18 年度決算）		1 5 0, 6 3 5 円	
職員全体に占める手当支給職員の割合（平成 18 年度）		4 5 %	
手当の種類(手当数)		2 9 種類	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
税務手当	経営管理部税務課又は 県税事務所に勤務する 職員	県税の賦課、徴収等	日額 840 円以内
指導訓練手当	消防学校、保育専門学院 等に勤務する職員	・消防学校の実技訓練 ・看護師等の養成業務	業務により日額 450 円又 は月額 11,540 円
社会福祉業務手当	厚生センター、身体障害 者更生相談所等に勤務 する職員	厚生センター等におけ る福祉業務	業務により月額 12,800 円以内又は日額 500 円以 内
社会福祉施設等業務手 当	富山学園等に勤務する 職員	社会福祉施設における 保護、看護、指導訓練等	給料月額の 100 分の 16 以内
病院業務手当	中央病院に勤務する職 員	病院業務	月額 17,420 円又は給料 月額の 100 分の 8 以内
医療業務手当	本庁、高志学園等に勤務 する医師又は歯科医師 である職員	医療又は公衆衛生業務	業務により月額 80,000 円以内又は勤務 1 時間につ き 1,500 円
夜間看護手当	高志学園、中央病院に勤 務する助産師若しくは 看護師である職員	午後 10 時から午前 5 時 までの看護等の業務	勤務 1 回につき 3,300 円 以内、通勤距離により 1,140 円以内の額を加算
精神保健業務手当	厚生センター、心の健康 センター等に勤務する 職員	精神障害者の訪問指導、 護送等	日額 300 円
野犬捕獲手当	厚生部生活衛生課又は 厚生センターに勤務す る職員	野犬の捕獲、殺処分	日額 450 円
有害毒物等取扱手当	試験場、研究所等に勤務 する職員	・毒劇物を使用した研究 ・病理細菌の試験検査 ・汚水施設等を有する工 場 等 の 立 入 検 査 等	日額 300 円
放射線等取扱手当	厚生センター、試験場等 に勤務する職員	放射線を照射する作業	業務により給料月額の 100 分の 8 以内又は日額 1,000 円以内

感染症等防疫手当	従事職員	感染症患者の救護作業等	日額 300 円
と畜検査等手当	食肉検査所に勤務する と畜検査員等	・獣畜のと殺・解体 ・死亡家畜の解体検査等	業務により給料月額の 100 分の 10 以内又は日額 1,200 円以内
麻薬取締手当	麻薬取締員	麻薬取締業務	日額 820 円
職業訓練手当	技術専門学院に勤務する職員	職業訓練の実習指導	給料月額の 100 分の 10
家畜保健衛生業務手当	家畜保健衛生所に勤務する獣医師である職員	家畜の伝染病防疫、疾病の診断等	月額 18,000 円
乗船手当	農林水産部水産漁港課、水産試験場等に勤務する職員	・漁業取締、水産試験調査 ・渡船の運航 ・ひき船作業	業務により日額 810 円以内又は月額 6,600 円
特殊自動車等運転手当	土木センター、農地林務事務所等に勤務する職員	大型特殊自動車等の運転作業	日額 670 円以内
用地交渉手当	土木センター、農地林務事務所等に勤務する職員	用地の取得等のための交渉の業務	日額 1,000 円以内
特殊現場作業手当	土木センター、農地林務事務所等に勤務する職員	・足場が不安定な箇所等における土木工事等の調査、測量等	日額 300 円等
高圧ガス等検査手当	計量検定所、土木センター等に勤務する職員	高圧ガスの製造施設等の立入検査	日額 300 円
木材加工機械操作手当	工業技術センター中央研究所、総合デザインセンター等に勤務する職員	高圧成型機等を操作した木材等の加工	日額 300 円
警察職員業務手当	地方警察職員	・山岳遭難者救助作業 ・銃器犯罪捜査作業等	月額 25,700 円以内等
教員特殊業務手当	教育職員	・非常災害時における児童の保護等 ・週休日の部活動での指導等	日額 6,400 円以内

多学年学級担当手当	教育職員	2以上の学年をもって編成した学級の担任	日額 290 円
教育業務連絡指導手当	小学校、中学校等に勤務する教諭又は養護教諭	教務主任、学年主任、生徒指導主事、進路指導主事等の担当業務	日額 200 円
教員兼務手当	教育職員	昼間授業本務職員の夜間授業、夜間授業本務職員の昼間授業	授業 1 時間 1,070 円
高等学校練習船乗組手当	高等学校練習船に乗組む職員	・漁ろう作業 ・船内衛生管理業務	月額 3,000 円等
道路補修手当	土木センターに勤務する単純労務職員	道路補修業務	月額 4,720 円

⑤時間外勤務手当

支給実績（平成 18 年度決算）	3, 074, 194 千円
職員 1 人当たり平均支給年額（平成 18 年度決算）	414 千円
支給実績（平成 17 年度決算）	3, 072, 200 千円
職員 1 人当たり平均支給年額（平成 17 年度決算）	413 千円

⑥その他の手当（平成 19 年 4 月 1 日現在）

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (18年度決算)	支給職員 1 人当たり平均支給額 (18年度決算)
扶養手当	(1)配偶者 13,000 円 (2)配偶者以外 ① 1 人につき 6,000 円（そのうち 1 人については、配偶者がいない場合は 11,000 円、扶養親族でない配偶者がいる場合は 6,500 円） ② 満 16 歳年度初めから満 22 歳年度末までの間にある子 1 人につき、5,200 円を加算	異なる	○国の制度 (2)配偶者以外 ①同じ ② 満 16 歳年度初めから満 22 歳年度末までの間にある子 1 人につき、5,000 円を加算	千円 1,723,139	円 229,080

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (18年度決算)	支給職員1人当たり平均支給額 (18年度決算)
住居手当	(1)借家等 ①家賃 20,000 円以下の場合 家賃－9,000 円 ②家賃 20,000 円を超える場合 11,000 円＋(家賃－20,000 円)／2 (最高限度額 27,000 円) (2) 自宅 3,200 円	異なる	○国の制度 (1)借家等 ①家賃 23,000 円以下の場合 家賃－12,000 円 ②家賃 23,000 円を超える場合 11,000 円＋(家賃－23,000 円)／2 (最高限度額 27,000 円) (2) 自宅 2,500 円(新築・購入後 5 年間に限る。)	526,315	88,013
通勤手当	(1)交通機関利用職員 6 箇月定期券等の価額による一括支給 全額支給限度額 1 箇月当たり 55,000 円 (2)交通用具使用職員 距離段階区分に応じ 2,600 円～35,000 円	異なる	○国の制度 (1)同じ (2)交通用具使用職員 距離段階区分に応じ 2,000 円～24,500 円	1,560,402	107,384
初任給調整手当	医学等に関する専門的知識を必要とし、かつ採用による欠員の補充が困難な職に採用された職員に支給 医師・歯科医師 採用後 35 年以内の期間、採用から 1 年を経過するごとにその額を逡減して支給（最高支給月額 216,000 円） 獣医師 採用後 15 年以内の期間、採用から 1 年を経過するごとにその額を逡減して支給（最高支給月額 30,000 円）	異なる	獣医師が支給対象となっている。	269,231	1,806,924

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (18年度決算)	支給職員1人当たり平均支給額 (18年度決算)
単身赴任手当	公署を異にする異動等に伴い転居しやむを得ない事情により配偶者等と別居し、単身で生活することを常況とする職員に支給 23,000円＋加算額(※) ※職員の住宅と配偶者等の住居との交通距離が100km以上の場合に6,000～45,000円を加算	同じ		98,184	293,087
管理職手当	管理又は監督の地位にある職員に当該職の区分に応じて146,400円以内を支給	同じ		1,232,363	790,991
休日勤務手当	休日等において正規の勤務時間中に勤務した職員に支給 1時間当たりの給与額×1.35×時間数	異なる	1時間当たりの給与額の算定に、特地勤務手当・へき地手当、月額の特種勤務手当、農林漁業普及指導手当を含める。	538,707	72,612
夜間勤務手当	正規の勤務時間として午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務した職員に支給 1時間当たりの給与額×0.25×時間数			275,408	37,122
宿日直手当	宿日直勤務を命ぜられた職員が勤務した場合に支給 ・庁舎・設備の保全等 6,600円 ・福祉施設等における管理監督 7,200円 ・医療当直 看護師等 6,700円 医師 20,000円	同じ		490,260	241,270
管理職員特別勤務手当	管理職手当支給対象職員等が臨時又は緊急の必要等により週休日等に勤務した場合に支給 ・管理職手当支給対象職員 6時間以下 4,000～12,000円 6時間超 6,000～18,000円 ・県立大学長 6時間以下 18,000円 6時間超 27,000円	同じ		3,865	483,125

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (18年度決算)	支給職員1人当たり平均支給額 (18年度決算)
寒冷地手当	寒冷地に在勤する職員に11月から3月まで支給 ・世帯主である職員 扶養親族有月額17,800円 扶養親族無月額10,200円 ・その他の職員 月額7,360円	同じ		391,585	25,212
特勤手当	生活の著しく不便な地に所在する公署に勤務する職員に給料及び扶養手当の合計額に一定割合を乗じて得た額を支給 1級地 4% 4級地 16% 2級地 8% 5級地 20% 3級地 12% 6級地 25%	同じ		27,292	802,715
義務教育等教員特別手当	小中学校、高等学校、特別支援諸学校に勤務する教育職員に級号給に応じて5,000～20,200円を支給			1,492,269	183,303
定時制通信教育手当	定時制・通信制教育に従事する教育職員に給料の10%（管理職手当受給職員は8%）を支給			122,192	517,765
産業教育手当	実習を伴う農業・水産・工業に関する科目を主として担任する教育職員に給料の10%を支給			151,961	527,643
へき地手当	山間地等に所在する学校に勤務する教育職員に給料及び扶養手当の合計額に一定割合を乗じて得た額を支給 1級地 8% 4級地 20% 2級地 12% 5級地 25% 3級地 16% 準ずる地域4%			52,885	416,422
農林漁業普及指導手当	普及指導員が普及指導業務に従事したときに、級に応じて8,500～14,500円を支給 ただし、管理職は支給対象外			27,648	154,461

(11) 特別職の報酬等の状況（平成 19 年 4 月 1 日現在）

区 分		給料・報酬月額		
給 料	知 事	1, 170, 000 円 （1, 300, 000 円）		
	副知事	948, 600 円 （1, 020, 000 円）		
報 酬	議 長	819, 000 円 （ 910, 000 円）		
	副議長	799, 800 円 （ 860, 000 円）		
	議 員	741, 000 円 （ 780, 000 円）		
期 末 手 当	知 事	(18 年度支給割合)		
	副知事	3. 3 5 月分		
	議 長	(18 年度支給割合)		
	副議長	3. 3 5 月分		
	議 員			
退 職 手 当		(算定方式)	(1 期の手当額)	(支給時期)
	知 事	130 万円×在職月数×0.65	40, 560 千円	(任期毎)
	副知事	102 万円×在職月数×0.45	22, 032 千円	(任期毎)
	備 考			

注 1 給料・報酬欄の（ ）内は、減額措置を行なう前の金額です。

注 2 退職手当の 1 期の手当額は、4 月 1 日現在の給料月額及び支給率に基づき、1 期（4 年＝4 8 月）勤めた場合における退職手当の見込額です。

3 職員の勤務時間その他の勤務条件

(1) 勤務時間の状況

平成 19 年 4 月 1 日現在の勤務時間は、原則として、次の表のとおりです。

勤 務 時 間	8 : 3 0 ~ 1 7 : 3 0
休 憩 時 間	1 2 : 0 0 ~ 1 3 : 0 0

注 1 公務の運営上の事情により特別な形態によって勤務する必要がある職員及び学校現場の教職員の勤務時間及び休憩時間等については、上記以外の勤務時間の割振りによります。

注 2 職員の健康及び福祉に重大な影響を及ぼすと認めるときその他職員に特別な事情があると認めるときは、職員の申し出により、休憩時間を 4 5 分以上 1 時間未満とすることができます。

(2) 休暇、休業制度の取得状況

職員の休暇、休業制度については、県職員及び県費負担教職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例、規則や育児休業等に関する条例、規則等に基づいて定められており、主な休暇、休業制度の状況は次のとおりです。

区分		休暇(休業)期間等	平成 18 年度の取得状況		
			知事部局等	教育委員会	警察本部
年次休暇		2 0 日 (1年あたり)	平均 11.2 日	平均 9.9 日	平均 7.1 日
特 別 休 暇	夏季休暇	5 日以内 (1年あたり)	平均 4.7 日	平均 4.8 日	平均 4.0 日
	ボランティア休暇	5 日以内 (1年あたり)	取得者 1 人	取得者 46 人	取得者 1 人
	育児参加休暇	5 日以内 (1年あたり)	取得者 77 人	取得者 34 人	取得者 4 人
	子の看護休暇	5 日以内 (1年あたり)	取得者 166 人	取得者 301 人	取得者 10 人
	育児時間	1 日 2 回、1 日を通じて 9 0 分以内	取得者 16 人	取得者 11 人	取得者 1 人
病気休暇		原則、9 0 日以内	取得者 179 人	取得者 74 人	取得者 68 人
介護休暇		6 月以内	取得者 4 人	取得者 7 人	取得者 1 人
育児休業		子が 3 歳に達する日までの期間	取得者 61 人	取得者 46 人	取得者 6 人
部分休業		子が 3 歳に達する日までの期間で、始業時又は終業時、1 日を通じて 2 時間以内	取得者 1 人	取得者 1 人	取得者 1 人

注 1 年次休暇、夏季休暇、ボランティア休暇、育児参加休暇、子の看護休暇、

育児時間については、平成 18 年（H18. 1. 1～H18. 12. 31）の取得状況を記載しています。

注 2 病気休暇、介護休暇、育児休業、部分休業の取得者数は、平成 18 年度中に休暇等を開始した者の人数を計上しています。

4 職員の分限及び懲戒処分状況

(1) 分限処分の状況

平成 18 年度の方限処分の状況は、次の表のとおりです。

区 分	免職	休職	降任	降給	合 計
知事部局等	一人	16 人	一人	一人	16 人
教育委員会	一人	42 人	一人	一人	42 人
警察本部	1 人	6 人	一人	一人	7 人
合 計	1 人	64 人	一人	一人	65 人

注 1 分限処分とは、公務の能率の維持及びその適正な運営の確保の目的から、職員がその職責を十分に果たすことができない場合に行なわれる、職員の意に反する不利益な身分上の変動をもたらす処分のことをいいます。

(2) 懲戒処分の状況

平成 18 年度の方懲戒処分の状況は、次の表のとおりです。

区分	免職	停職	減給	戒告	合 計
知事部局等	一人	1 人	2 人	1 人	4 人
教育委員会	1 人	1 人	5 人	14 人	21 人
警察本部	一人	2 人	1 人	2 人	5 人
合 計	1 人	4 人	8 人	17 人	30 人

注 1 懲戒処分とは、公務における規律と秩序を維持する目的から、職務上の義務違反など、公務員としてふさわしくない非行がある場合に行なわれる処分のことをいいます。

5 職員の服務の状況

(1) 職務専念義務免除の状況

平成 18 年度の職務専念義務免除の状況は、次の表のとおりです。

免除の事由	承認件数		
	知事部局等	教育委員会	警察本部
研修を受ける場合	0 件	2 4 6 件	1 6 件
教育、研究等のため他の事務に従事する場合	5 6 件	一件	一件
職務に関連のある国家公務員又は他の地方公共団体の公務員としての職を兼ね、その職に属する事務を行う場合	1 1 件	3 件	一件
当該地方公共団体の行政の運営上その地位を兼ねることが特に必要と認められる会社その他の団体等の地位を兼ね、その地位に属する事務を行う場合	2 4 5 件	4 件	5 件
職員が公務に支障のない範囲内において、市町村の消防団員となって火災等の災害出動、演習、訓練、特別警戒等の消防団活動を行う場合	1 4 件	一件	一件
職員が公務に支障のない範囲内において、国民体育大会等に選手又は監督等として参加する場合	2 件	3 8 件	8 件
職員が公務に支障のない範囲内において、普及指導員資格試験又は林業普及指導員資格試験を受験する場合	4 5 件	一件	一件
職員が公務に支障のない範囲内において、平成 18 年度全国高等学校総合体育大会第 56 回全国高等学校スキー大会の競技開催地の市の実行委員会からの委嘱を受け、同大会の役員としての業務に従事する場合	1 1 件	一件	一件
教育に関する他の職を兼ね、又は教育に関する他の事業若しくは事務に従事する場合	3 1 件	一件	一件
合 計	4 1 5 件	2 9 1 件	2 9 件

注 1 県職員は、法律又は条例に特別の定めがある場合を除き、その勤務時間中において、職務に専念する義務がありますが（地方公務員法第 3 5 条）、合理的な理由がある場合は、限定的にその免除が認められています。

(2) 営利企業等従事許可、兼職及び他の事業等の従事許可の状況

平成 18 年度の営利企業等従事許可の状況は、次の表のとおりです。

許可の基準	許可件数		
	知事部局等	教育委員会	警察本部
次のいずれにも該当しないと認める場合 ①その職員の職と当該営利企業との間に特別な利害関係又はその発生のおそれがある場合 ②職務の遂行に支障を及ぼすおそれがある場合 ③その他公務員として適当でないと認められる場合	4 0 件	3 9 件	一件
教育に関する他の職を兼ね、又は教育に関する他の事業若しくは事務に従事する場合		1,567 件	

注 1 県職員は、任命権者の許可を受けなければ、営利を目的とする私企業を営むことを目的とする会社その他の団体の役員その他人事委員会規則で定める地位を兼ね、若しくは自

ら営利を目的とする私企業を営み、又は報酬を得ていかなる事業若しくは事務にも従事してはならない（地方公務員法第38条）とされており、上の表の基準を満たしている場合に、例外的に許可を受けることができます。

注2 教員は、教育に関する他の職を兼ね、又は教育に関する他の事業若しくは事務に従事することが本務の遂行に支障がないと任命権者において認める場合には、その職を兼ね、又はその事業若しくは事務に従事することができます。（教育公務員特例法第17条）

6 職員の研修及び勤務成績の評定の状況

(1) 職員の研修の状況

平成18年度の職員の研修の状況については、次の表のとおりです。

①知事部局等

研 修 名		延べ開講日数	修了者数
指名研修		31日	1,039人
	必須研修	27日	531人
	新任所属長研修	2日	47人
	新任所属長代理研修	3日	51人
	新任係長研修	4日	84人
	吏員3年目研修	4日	99人
	新任職員研修	14日	250人
	繰返し研修	4日	508人
	ステップ1研修（28歳）	1日	91人
	ステップ2研修（34歳）	1日	164人
	ステップ3研修（40歳）	1日	134人
	ステップ4研修（46歳）	1日	119人
選択研修		219日	3,825人
	必修選択研修	100日	1,430人
	課長クラス向け研修	6日	48人
	課長補佐クラス研修	12日	170人
	係長クラス研修	14日	135人
	主任クラス向け研修	39日	695人
	主事・技師クラス向け研修	29日	382人
	自由選択研修	119日	2,395人
	管理者（合同）研修	4日	416人
	情報リテラシー研修	72日	1,756人
	語学研修	24日	25人
	その他	19日	198人
合 計		250日	4,864人

注1 上記研修の修了者には、教育委員会及び警察本部の事務職員を含んでいます。

②教育委員会

研 修 名				開講日数	受講者数	
基	年次研修	初任者研修会	小・中・高・特	25日	151人	
		新規採用教職員研修会	幼	9日	36人	
			養教	15日	14人	
		6年次教職員研修会			5日	103人
		11年次教職員研修会	幼・小・中・高・特	15日	131人	
		新任教務主任研修会（小中）			3日	44人
		新任教務主任研修会（県立）			3日	19人
		県立学校等教務主任研修会			1日	73人
		生徒指導主事研修会	小・中	2日	302人	
			高・特	1日	73人	
		保健主事研修会			1日	342人
		学校給食主任研修会			1日	289人
本 修	管理職研修	小・中学校校長研修会		1日	289人	
		小・中学校初任校長研修会		2日	20人	
		県立学校校長研修会		1日	59人	
		県立学校初任校長研修会		1日	13人	
		「自己申告・自己評価書による教員評価」の面談者研修		7日	348人	
		校長・教頭倫理指導研修会		1日	81人	
		園長等運営管理協議会		2日	87人	
		小・中学校教頭研修会		1日	313人	
		小・中学校初任教頭研修会		2日	27人	
		小・中・県立学校初任教頭研修会		2日	49人	
		県立学校教頭研修会A		1日	27人	
		県立学校教頭研修会B		1日	20人	
		県立学校教頭研修会		1日	119人	
		県立学校事務(部)長研修会		1日	55人	
		職 研 修	職務研修	特殊教育新任担当教員研修会		4日
特別支援教育研修会				1日	463人	
特別指導者招聘研修講座				12日	25人	
養護教諭研修会				1日	368人	
養護教諭活動研修会				1日	43人	
学校栄養職員研修会				2日	131人	
学校事務職員現任研修				1日	5人	
学校事務職員現任主任研修				1日	37人	
県立学校校務助手等研修会				1日	50人	
交通安全講習会				1日	72人	

研 修 名			開講日数	受講者数
専 門 研 修	理科	理科教育講座	6 日	1 7 0 人
		高等学校実験実技研修会	2 日	2 7 人
	技術家庭	中学校技術・家庭科・高等学校家庭科研修会	2 日	2 7 人
	情報	教科「情報」研修会	1 日	3 5 人
	英語	英語教員集中研修会	6 日	1 0 7 人
		小学校英語活動研修会	2 日	4 3 人
	体育	小学校体育実技指導者講習会	1 日	1 3 6 人
		中・高等学校体育実技指導者講習会	1 日	1 0 5 人
		運動部活動指導者研修会	2 日	3 2 人
		水泳指導者講習会	1 日	7 7 人
		集団登山引率者講習会	2 日	8 7 人
	商業	高等学校商業教育実技研修会	2 日	6 人
	産業	産業教育新技術等講習会	6 日	1 2 8 人
	教育 課 程	幼稚園教育課程研究協議会	1 日	2 2 9 人
		小学校教育課程研究協議会	1 日	1, 4 3 4 人
		中学校教育課程研究協議会	1 日	6 5 2 人
		高等学校教育課程講習会	1 日	6 5 1 人
		特殊教育教育課程研究協議会	1 日	1 7 2 人
	教育相談	学校カウンセリング講座	1 7 日	1 2 4 人
	生活指導	生徒指導セミナー	6 日	6 6 8 人
	進路指導	中・高進路指導研修会	4 日	3 8 3 人
	図書館	学校図書館教職員講習会	1 日	3 1 人
	情 報 教 育	マルチメディア教材制作研修会	2 日	6 1 人
		ビデオ教材制作研修会	5 日	2 6 人
		I T活用授業研修会	2 日	2 3 人
		インターネット運用担当者研修会	2 日	2 3 人
		e ラーニングによる情報教育研修会	約 2 か月	1 0 人
	特 殊 教 育	特殊教育講座	7 日	9 0 人
		個別の指導計画（自立活動）研修会	3 日	1 7 人
		特殊教育諸学校寄宿舎教育研修会	2 日	1 2 2 人
		訪問教育研修会	2 日	3 9 人
		L D ・ A D H D 等教育研修会	2 日	1 3 7 人
		特別支援教育コーディネーター養成講座	3 日	1 0 3 人
	国際理解	外国人児童生徒教育実践講座	3 日	2 1 人
	環境教育	環境教育講座	2 日	3 8 人
	学校 経 営	小・中学校経営研修会	3 日	6 0 人
		県立学校経営研修会	1 日	3 0 人
	保育	保育技術協議会	2 日	6 4 人

③警察本部

研修機関		課 程 名	延べ開講日数	修了者数
警察大学校	任用科	警察運営科	3 週	2 人
		警部短期課程（49 歳未満）	3 月	1 3 人
		警部長期課程（42 歳未満）	5 月	4 人
		課長補佐（50 歳未満の一般職員）	2 週	4 人
		教官養成科	1 月	6 人
		専科	1 週～2 週	2 6 人
		指定職種任用科	9 日～2 週	3 人
		研究科	2 週～1 0 週	3 人
		術科講習	5 日	2 人
警察大学校附属警察情報通信学校		専科	1 6 日	1 人
国際警察センター		語学研修科・専科	1 0 日～1 1 月	8 人
財務捜査研修センター		財務捜査研修科	2 週～3 月	2 人
管区警察学校	任用科	警部（49 歳以上 56 歳未満）	2 週	5 人
		警部補（46 歳未満）	8 週	5 1 人
		巡査部長（41 歳未満）	6 週	8 4 人
		係長（46 歳未満の一般職員）	2 週	5 人
		主任（41 歳未満の一般職員）	2 週	6 人
		専科	1 週～7 週	4 4 人
		術科講習	9 日	1 人
県警察学校	初任科	新規採用の警察官	10 月又は6 月	1 0 0 人
		新規採用の一般職員	2 週	8 人
		初任総合科・初任補修科	3 月又は2 月	9 1 人
	任用科	警部補（46 歳以上）	1 2 日	1 1 人
		巡査部長（41 歳以上）	1 2 日	1 9 人
		部門別（各部門に新規採用警察官）	2 週～4 週	5 1 人
		専科	1 週～2 週	3 0 1 人
科学警察研究所内 法科学研修所		鑑定技術職員専攻科・養成科	3 日～3 月	8 人

(2) 勤務成績の評定の状況

職員の勤務成績の評定の状況は、次の表のとおりです。

①知事部局等

ア 評価方法

原則として、当該職員の直属の上司等2名が別々に、その職員の勤勉性、責任感、協調性、職場の規律、接遇の態度、職務知識、理解力、判断力、積極性、正確性、仕事の速度等の要素毎に評価を行った上で、

A：特に優れている、B：優れている、C：標準的である、

D：やや劣っている、E：劣っている

の5段階評価で総合判定を行います。

イ 評価時期

評価は前年の8月1日から7月31日までの1年間を対象に実施します。

②教育委員会

ア 評価方法

原則として、当該職員の直属の上司等2名が別々に、その職員の勤勉性、責任感、協調性、職場の規律、接遇の態度、職務知識、理解力、判断力、積極性、正確性、仕事の速度等の要素毎に評価を行った上で、

A：特に優れている、B：優れている、C：標準的である、

D：やや劣っている、E：劣っている

の5段階評価で総合判定を行います。

イ 評価時期

評価は前年の11月1日から10月31日までの1年間を対象に実施します。

③警察本部

ア 評価方法

原則として、当該職員の直属の上司等2名が別々に、その職員の勤勉性、責任感、協調性、規律観念、接遇、知識・技能、理解力、判断力、積極性、正確性、迅速性等の要素毎に評価を行った上で、

A：特に優れている、B：優れている、C：標準的である、

D：やや劣っている、E：劣っている

の5段階評価で総合判定を行います。

イ 評価時期

評価は前年の12月1日から11月30日までの1年間を対象に実施します。

7 職員の福祉及び利益の保護の状況

(1) 厚生制度の状況

公務能率の向上を図るため、職員の健康管理等の厚生事業を実施しており、平成18年度の状況は次のとおりです。

区分	主 な 項 目	対 象 者 等	実 施 状 況		
			知事部局等	教育委員会	警察本部
健 康 管 理	健康相談	希望職員	795 名	健康管理所 59校 心の健康管理医 4名委嘱	464 名
	健康教室	要観察者等	247 名	—	111 名
	定期健康診断	全職員	3,071 名	2,805 名	1,746 名
	人間ドック	指定年齢の職員等	1,702 名	4,498 名	676 名
元 気 回 復	特別健康診断	有害業務従事者等	1,469 名		1,324 名
	カフェテリアプラン	全職員	3,191 名	9,671 名	2,066 名
	保養所等の利用助成	指定の職員	137 名	3,589 名	0 名
そ の 他	永年勤続者旅行助成	該当職員	190 名	247 名	170 名
	祝金等の給付助成 (結婚祝金、出産祝金、 死亡弔慰金 等)	該当職員	1,042 名	278 名	402 名
	ライフプランセミナー	指定年齢の職員	329 名	1,382 名	154 名
福利厚生事業に係る決算額			千円 134,813	千円 308,761	千円 37,633
うち職員互助会に対する補助金額			千円 15,342	千円 23,535	千円 16,243

(2) 共済制度の状況

社会保険制度の一環として、相互救済による共済制度を実施しており、平成 18 年度の主な給付の状況は次のとおりです。

なお、制度実施のため必要な財源は、地方公務員等共済組合法の規定に基づき、職員（組合員）の掛金と地方公共団体の負担金によって賄われています。

区 分	主 な 内 容	給 付 の 状 況					
		地方職員共済組合		公立学校共済組合		警察共済組合	
		件数	金額	件数	金額	件数	金額
保健 給付	医療の給付 高額療養費 出産費	件 107,847	千円 1,111,492	件 179,638	千円 1,784,328	件 55,077	千円 584,333
休業 給付	傷病手当金 育児休業手当金	713	81,861	1,520	221,476	88	8,971
災害 給付	災害見舞金	—	—	—	—	—	—
附加 給付 等	入院附加金 結婚手当金 一部負担金払戻	1,221	38,404	2,632	85,565	643	27,237
計		109,781	1,231,757	183,790	2,091,369	55,808	620,541

注 1 共済制度を実施するため、県職員、教育委員会職員、警察職員などの区分に応じて共済組合が設けられています。

注 2 給付実績は、組合員とその家族（被扶養者）を含めた金額となっています。

(3) 公務災害補償制度の状況

公務災害補償制度は、地方公務員災害補償法に基づき、地方公務員が公務上の災害又は通勤による災害を受けた場合に、地方公務員災害補償基金が、その損害を補償する制度です。

平成 18 年度の公務災害補償制度の状況は、次の表のとおりです。

種 類	内 容 等	補償の状況（金額単位：千円）					
		知事部局等		教育委員会		警察本部	
		件数	金額	件数	金額	件数	金額
療養補償	公務又は通勤による負傷や疾病の療養（以下、上記療養と記載する。）に必要な費用を支給します。	48	12,040	69	11,946	67	13,303
障害補償	上記療養の治ゆ後、一定の障害が残った場合に年金等を支給します。	3	6,702	2	3,849	—	—
遺族補償	公務又は通勤により死亡した場合に配偶者等に対し年金等を支給します。	6	12,802	9	22,156	10	27,140
福祉事業	上記補償に加えて付加給付として被災職員および遺族の福祉に対して必要な事業及び公務災害防止のために必要な事業を行います。	10	4,583	16	7,921	14	10,717
計		67	36,127	96	45,872	91	51,160

8 職員の競争試験及び選考の状況

(1) 競争試験の状況

①採用試験の実施結果

平成18年度県職員・警察官採用試験実施状況

		採用予定人員 (a)	申込者数 (b)	申込倍率 (b/a)	第一次試験				第二次試験			最終競争倍率 (c/f)	女性合格者数 (g)	女性合格者比率 (g/f)	試験日
					受験者数 (c)	受験率 (c/b)	合格者数 (d)	競争倍率 (c/d)	受験者数 (e)	受験率 (e/d)	合格者数 (f)				
上級	総合行政	18	410	22.8倍	307	74.9%	39	7.9倍	35	89.7%	19	16.2倍	8	42.1%	(第一次) 平成18年6月25日 (第二次) 平成18年7月18日, 7月25日～7月28日
	うち行政コース	17	—	—	—	—	—	—	—	—	17	—	7	41.2%	
	うち学校事務コース	1	—	—	—	—	—	—	—	—	2	—	1	50.0%	
	警察事務	3	51	17.0倍	43	84.3%	7	6.1倍	7	100.0%	3	14.3倍	2	66.7%	
	環 境	2	23	11.5倍	18	78.3%	6	3.0倍	6	100.0%	2	9.0倍	0	0.0%	
	薬 剤 師	1	7	7.0倍	7	100.0%	4	1.8倍	3	75.0%	3	2.3倍	1	33.3%	
	生 物	1	18	18.0倍	15	83.3%	6	2.5倍	5	83.3%	1	15.0倍	0	0.0%	
	化 学	1	13	13.0倍	10	76.9%	3	3.3倍	3	100.0%	1	10.0倍	0	0.0%	
	農 業	1	24	24.0倍	18	75.0%	6	3.0倍	6	100.0%	1	18.0倍	1	100.0%	
	水 産	1	10	10.0倍	8	80.0%	3	2.7倍	3	100.0%	1	8.0倍	0	0.0%	
	総合土木	5	49	9.8倍	37	75.5%	10	3.7倍	10	100.0%	5	7.4倍	0	0.0%	
	建 築	2	11	5.5倍	8	72.7%	4	2.0倍	4	100.0%	2	4.0倍	0	0.0%	
	計	35	616	17.6倍	471	76.5%	88	5.4倍	82	93.2%	38	12.4倍	12	31.6%	
中級	一般事務	1	32	32.0倍	29	90.6%	5	5.8倍	5	100.0%	1	29.0倍	1	100.0%	(第一次) 平成18年9月24日
	臨床検査技師	1	23	23.0倍	21	91.3%	5	4.2倍	5	100.0%	1	21.0倍	1	100.0%	
	学校栄養職員	1	34	34.0倍	31	91.2%	5	6.2倍	4	80.0%	1	31.0倍	1	100.0%	
	計	3	89	29.7倍	81	91.0%	15	5.4倍	14	93.3%	3	27.0倍	3	100.0%	
初級	一般事務	1	23	23.0倍	21	91.3%	5	4.2倍	5	100.0%	2	10.5倍	2	100.0%	(第二次) 平成18年10月18日, 10月30日
	警察事務	1	32	32.0倍	29	90.6%	5	5.8倍	5	100.0%	2	14.5倍	2	100.0%	
	計	2	55	27.5倍	50	90.9%	10	5.0倍	10	100.0%	4	12.5倍	4	100.0%	
	職 員 総 計	40	760	19.0倍	602	79.2%	113	5.3倍	106	93.8%	45	13.4倍	19	42.2%	
警察官	警察官A (第1回)	23	233	10.1倍	183	78.5%	75	2.4倍	62	82.7%	35	5.2倍	—	—	(第一次) 平成18年7月9日
	警察官A〔武道(剣道)〕	1	1	1.0倍	1	100.0%	0	—	—	—	—	—	—	—	(第二次) 平成18年8月4日, 8月21日, 22日
	警察官A〔武道(柔道)〕	1	2	2.0倍	2	100.0%	1	2.0倍	1	100.0%	1	2.0倍	—	—	
	女性警察官A (第1回)	3	62	20.7倍	44	71.0%	10	4.4倍	9	90.0%	5	8.8倍	5	100.0%	(第一次) 平成18年9月17日 (第二次) 平成18年10月17日, 11月6日, 7日
	警察官A (第2回)	11	135	12.3倍	106	78.5%	52	2.0倍	48	92.3%	20	5.3倍	—	—	
	女性警察官A (第2回)	2	39	19.5倍	29	74.4%	10	2.9倍	10	100.0%	5	5.8倍	5	100.0%	
	警察官B	10	112	11.2倍	94	83.9%	44	2.1倍	38	86.4%	16	5.9倍	—	—	
	女性警察官B	3	42	14.0倍	36	85.7%	12	3.0倍	11	91.7%	3	12.0倍	3	100.0%	(第一次) 平成19年1月28日 (第二次) 平成19年2月16日, 3月8日
	特別募集警察官A	8	85	10.6倍	74	87.1%	35	2.1倍	31	88.6%	8	9.3倍	—	—	
	特別募集警察官B	16	56	3.5倍	49	87.5%	25	2.0倍	23	92.0%	16	3.1倍	—	—	
	計	78	767	9.8倍	618	80.6%	264	2.3倍	233	88.3%	109	5.7倍	13	11.9%	

※ 「警察官A」「警察官B」は富山県を第一志望とした者の数

② 受験資格（平成 18 年度実施分）

<上級>（１）次のいずれかに該当する者

ア 昭和 51 年 4 月 2 日から昭和 60 年 4 月 1 日までに生まれた者

イ 昭和 60 年 4 月 2 日以降に生まれた者で次に掲げる者

（ア）学校教育法による大学（短期大学を除く。）を卒業した者又は平成 19 年 3 月までに卒業見込みの者

（イ）富山県人事委員会が（ア）に掲げる者と同等の資格があると認める者

（２）次の試験区分については、それぞれの資格・免許を必要とします。

試験区分	資 格 ・ 免 許
薬 剤 師	薬剤師免許を有する者又は平成 19 年実施の薬剤師国家試験に合格し、薬剤師免許を取得する見込みの者

<中級・初級>

試験区分		受 験 資 格
中 級	一 般 事 務	次のいずれかに該当する者 (1) 昭和 60 年 4 月 2 日から昭和 62 年 4 月 1 日までに生まれた者 (2) 昭和 51 年 4 月 2 日以降に生まれた者で次に掲げる者 ア 短期大学若しくは高等専門学校を平成 18 年 3 月以降に卒業した者又は平成 19 年 3 月までに卒業見込みの者 イ 富山県人事委員会がアに掲げる者と同等の資格があると認める者
	臨 床 検 査 技 師	昭和 52 年 4 月 2 日から昭和 61 年 4 月 1 日までに生まれた者で臨床検査技師免許を有する者又は平成 19 年実施の臨床検査技師国家試験に合格し、臨床検査技師免許を取得する見込みの者
	学 校 栄 養 職 員	昭和 53 年 4 月 2 日から昭和 62 年 4 月 1 日までに生まれた者で栄養士の免許を有する者又は平成 19 年 4 月までに当該免許を取得する見込みの者
初 級	一 般 事 務	昭和 62 年 4 月 2 日から平成元年 4 月 1 日までに生まれた者
	警 察 事 務	昭和 60 年 4 月 2 日から平成元年 4 月 1 日までに生まれた者

<警察官>

試験区分	受 験 資 格
警 察 官 A 警察官 A（武道）	昭和 51 年 4 月 2 日以降に生まれた男子で、学校教育法による大学（短期大学を除く。）若しくはこれに準ずると富山県人事委員会が認める教育機関を卒業した者又は平成 19 年 3 月までに卒業見込みの者
女 性 警 察 官 A	昭和 51 年 4 月 2 日以降に生まれた女子で、学校教育法による大学（短期大学を除く。）若しくはこれに準ずると富山県人事委員会が認める教育機関を卒業した者又は平成 19 年 3 月までに卒業見込みの者
警 察 官 B	昭和 51 年 4 月 2 日から平成元年 4 月 1 日までに生まれた男子 ただし、学校教育法による大学（短期大学を除く。）若しくはこれに準ずると富山県人事委員会が認める教育機関を卒業した者又は平成 19 年 3 月までに卒業見込みの者を除く。
女 性 警 察 官 B	昭和 51 年 4 月 2 日から平成元年 4 月 1 日までに生まれた女子 ただし、学校教育法による大学（短期大学を除く。）若しくはこれに準ずると富山県人事委員会が認める教育機関を卒業した者又は平成 19 年 3 月までに卒業見込みの者を除く。

③ 平成18年度採用試験実施日程

試 験 名	公 告 日	受験申込受付期間	第一次 試験日	第一次試験 合格発表日	最終合格 発表日
上 級	18. 5. 12	18. 5. 17 ～ 18. 6. 6 ※18. 5. 17 ～ 18. 6. 2	18. 6. 25	18. 7. 4	18. 8. 11
中 級	18. 5. 12	18. 8. 11 ～ 18. 8. 31 ※18. 8. 11 ～ 18. 8. 29	18. 9. 24	18. 10. 4	18. 11. 17
初 級	18. 5. 12	18. 8. 11 ～ 18. 8. 31 ※18. 8. 11 ～ 18. 8. 29	18. 9. 24	18. 10. 4	18. 11. 17
警 察 官 A (第1回)	18. 5. 12	18. 5. 17 ～ 18. 6. 13 ※18. 5. 17 ～ 18. 6. 9	18. 7. 9	18. 7. 21	18. 8. 31
警 察 官 A (第2回)	18. 5. 12	18. 8. 11 ～ 18. 8. 31 ※18. 8. 11 ～ 18. 8. 29	18. 9. 17	18. 10. 4	18. 11. 17
女性警察官A (第1回)	18. 5. 12	18. 5. 17 ～ 18. 6. 13 ※18. 5. 17 ～ 18. 6. 9	18. 7. 9	18. 7. 21	18. 8. 31
女性警察官A (第2回)	18. 5. 12	18. 8. 11 ～ 18. 8. 31 ※18. 8. 11 ～ 18. 8. 29	18. 9. 17	18. 10. 4	18. 11. 17
警 察 官 B	18. 5. 12	18. 8. 11 ～ 18. 8. 31 ※18. 8. 11 ～ 18. 8. 29	18. 9. 17	18. 10. 4	18. 11. 17
女性警察官B	18. 5. 12	18. 8. 11 ～ 18. 8. 31 ※18. 8. 11 ～ 18. 8. 29	18. 9. 17	18. 10. 4	18. 11. 17
警察官特別募集	18. 12. 27	19. 1. 5 ～ 19. 1. 15 ※19. 1. 5 ～ 19. 1. 15	19. 1. 28	19. 2. 8	19. 3. 23

※インターネットで申込む場合の受付期間

(2) 選考の状況

①採用選考の実施結果（平成 18 年度実施分。大学教員及び教員を除く。）

部局 職種・職層		知事部局	企業局	警察本部	教育委員会			議会・ 委員会	合計
					事務局	県立学校	市町村立学校		
一般職員 事務系	部長								
	次長				1				1
	室長				2				2
	課長	2		1	12				15
	課長補佐				8				8
	係長			1					1
	一般吏員								
	小計	2		2	23				27
一般職員 技術系	部長								
	次長	1							1
	室長								
	課長								
	課長補佐			1					1
	係長								
	一般吏員								
	小計	1		1					2
警察官	警視			7					7
	警部			4					4
	警部補			7					7
	巡査部長			4					4
	巡査長								
	巡査								
	小計			22					22
計		3		25	23				51

注 1 上の表は、人事委員会が実施した分であり、各任命権者が実施したものは含んでいません。

② 昇任選考の実施結果（平成 18 年度人事委員会実施分）

職員区分	部 局 昇任後 の職層等		知事 部局	企業局	警察 本部	教育委員会			議会・ 委員会	合計
						事務局	県立 学校	市町村 立学校		
一般職員	事務	部長	4						1	5
		次長	6							6
		室長	13	1	1	3			3	21
		課長	26		3					29
		課長補佐	43	3	2	3	14	16	3	84
		係長	37		6	1	6	14		64
		（小計）	129	4	12	7	20	30	7	209
	技術	部長	3							3
		次長	8							8
		室長	19	1						20
		課長	62	4					1	67
		課長補佐	73	2				3		78
		係長	83					2		85
		（小計）	248	7				5	1	261
	合計		377	11	12	7	20	35	8	470
警察官	警視	部長			6					6
		参事官			6					6
		課長			11					11
		（小計）			23					23
	警部	次席			18					18
	警部補	主任技能指導官			1					1
		技能指導官			10					10
		主任実務指導官			29					29
		（小計）			40					40
	巡査長	実務指導官			11					11
	巡査長				36					36
	合計				128					128

9 給与、勤務時間その他の勤務条件に関する報告及び勧告の状況

平成18年10月13日、地方公務員法第8条及び第26条の規定に基づき、県議会議員及び知事に対して次のような報告及び勧告を行いました。

なお、報告及び勧告の全文は、人事委員会のホームページに掲載してあります。

《HPアドレス http://www.pref.toyama.jp/cms_sec/03/index.html》

【給与等に関する報告・勧告の骨子】

(1) 公民給与の較差に基づく給与改定

① 公民給与の比較方法の見直し

ア 比較対象企業規模 従来の「100人以上」から「50人以上」に変更

イ 比較対象従業員 ライン職の民間役職者の要件を変更するとともにスタッフ職についても追加

② 民間給与との比較

ア 月例給 公民較差 52円 0.01%

(特例条例による減額後の職員給与と比較した場合の公民較差は、11,719円 3.15%)

公民較差はあるが、人事院勧告に準じて月例給を据え置き

(行政職 現行給与 384,562円 平均年齢 43.1歳)

イ 期末・勤勉手当

民間の支給割合 4.47月 (県職員の支給月数 (4.45月))

県職員の支給月数とおおむね均衡しており、据え置き

(2) 給与構造の見直し

① 地域手当の支給割合の改定

平成18年度から段階的に実施している地域手当の支給割合を平成19年度から人事院勧告に準じて引上げ 富山市 1% → 2% (最終 3%)

② 管理職手当の定額化

管理職手当について現行の定率制を定額制とし、平成19年4月1日から実施

③ 扶養手当の改定

扶養手当における3人目以降の子等の支給月額について、6,000円に引き上げることとし、平成19年4月1日から実施

④ 広域異動手当 人事院においては導入を勧告したが、本県では導入しない

(3) 勤務条件等に関する報告

① 新しい時代の行政運営と職員の役割

わが国は、現在、人口減少時代の到来という歴史的な転換期を迎えており、これまでの社会、経済、行政のシステムは大きな変革が迫られている。

政府においては、「簡素で効率的な政府」の実現に向け、定員の純減などが本格的に進められている。また、地方制度については市町村合併をさらに推進するとともに、道州制についての議論がなされている。

一方、本県においては、現在、世界に羽ばたく「元気とやま」の実現に向けた新たな総合計画の策定に取り組むと同時に、財政再建をできる限り早期に実現することを目指し、県をあげて行財政改革に取り組んでおり、本年7月には集中改革プランを策定し、事務事業の見直しや県単独補助金の見直しを進めるほか、県職員をさらに削減することとしている。

このように改革が進展する中、県行政や県職員の守備範囲が以前とは変わっていただくだけではなく、県の存在意義そのものが問われることとなり、県職員にあっては、今後一層、県民の厚い信頼を得ながら、質の高い行政サービスを展開していく役割が求められている。

このためには、能力・実績に基づく人事管理を一層進め、有為で多様な人材を育成・確保していくとともに職員が働きやすい勤務環境の整備を図ることなどが重要である。

② 能力・実績に基づく人事管理

ア 勤務評価制度の整備

実績に応じた処遇により、職員が高い士気の下で、全体の奉仕者としての高い使命感と働きがいを持って職務を遂行できるようにすることが重要であり、本委員会は、これまでも能力業績主義に基づく任用・給与制度やこれを円滑に運用するための評価制度の導入の重要性について言及してきた。

給与制度については、本年4月から、年功的な給与上昇の抑制と職務・職責に応じた給与構造への転換及び勤務実績の給与への反映を柱とする「給与構造の抜本的見直し」が実施されている。

各任命権者においては、新たな人事制度の構築に向けて積極的に取り組んでおり、知事部局等においては業績評価制度が今般実施されるなど着実に進展している。今後、新たな人事評価制度が定着し円滑に運用されるよう、より客観的で透明性が高く、実効性のあるものとしていくことが求められる。

イ 分限制度の適切な運用

分限制度は、成績主義の原則の下、職員が全体の奉仕者として情実に左右されないで公正に職務遂行ができるよう、免職、降任等の処分を行うことができる事由を法令で明定することにより、公務の適正かつ能率的な運営を図ろうとするものである。

今後、能力・実績による人事管理を進めていく上で、各任命権者においては分限制度をさらに適切に運用していくことが必要と考えられるが、本委員会においても、その適切な運用のため、国、他の都道府県の取組み等について調査研究を行うこととする。

③ 職員の能力の発揮と人材の確保育成

ア 職員が意欲的に挑戦できる環境づくりと人材の確保

職員の意欲や能力を生かせる仕組みを引き続き充実させていくことが重要で

ある。また、知事部局等において今般導入された業績評価制度により、職員が元気に働く意欲とチャレンジマインドを醸成していくとともに、職員の能力開発に結びつけていくことが重要である。

公務に意欲的で高い職務遂行能力を備えた優れた人材を確保することが不可欠であり、今後とも有為で多様な人材の確保方策について検討を進めていくことが重要である。また、今後とも障害者の採用に努めていく必要がある。

イ 職員の自主性と意欲を重視した能力の育成

県民の期待に応える質の高い行政を行うためには、職員が自らの能力を絶えず向上させていくことが必要である。また、研修制度については、時代の変化や職員のニーズに的確に応えられるよう随時見直しを行い、より実効性の上がるものとしていく取組みが必要である。

昨年度から修学部分休業制度が導入され、従来の長期自主研修支援制度と併せ、職員が大学や研究所等において公務に関する能力の向上を図ることを支援する制度が充実されたところである。今後は、両制度の周知と円滑な運用を図るとともに、国の新たな「自己啓発等休業制度」について注視していく必要がある。

ウ 男女共同参画の推進

県民の半数を占める女性の意見を県の政策・方針により反映させていくためには、政策・方針決定の場への県職員の男女共同参画を推進していく必要がある。

このためには、女性職員の育成と登用に努めることが肝要であり、様々な分野での職務を経験させるとともに能力向上のための研修等への参加機会を確保し、計画的かつ積極的な登用を進めることが求められる。

④ ゆとりある職業生活の実現と家庭生活の調和

ア 多様な勤務形態の導入

本県においては、これまでも子育てのしやすい環境の整備を行ってきたが、今後とも仕事と子育ての両立のための各種制度の周知や積極的な利用を促す意識啓発の充実など環境整備を進める必要がある。

また、人事院が本年の勧告において、「育児のための短時間勤務制度の導入」について言及し、勧告と同時に「育児のための短時間勤務の制度導入等のための国家公務員の育児休業等に関する法律の改正についての意見の申出」を行った。本委員会としても、その動向を注視する。

イ 総実勤務時間の短縮

勤務時間の短縮を推進するためには、管理監督者は、明示的に時間外勤務命令することを徹底するほか管理職員が率先して退庁する等により、職員が退庁しやすい環境整備に努め、管理職員自らが時間に対する意識改革に主体的に取り組む必要がある。職員一人ひとりにおいても、「時間外勤務はコスト」という意識をもって、計画的・効率的な事務処理を行うことが必要である。

また、学校現場においては、職務の性格上、総実勤務時間の短縮が他の機関に比べ容易でない面があるものの、教育活動により専念できるよう、今後とも、業

務の合理化などに一層取り組んでいく必要がある。

なお、職員の週所定勤務時間については、引き続き、国、他の都道府県、民間の動向を注視してまいりたい。

ウ 職員の心身の健康づくり

本県における心身両面での職員の健康づくりについては、各種健康診断や事後管理検診など様々な取組みが順次拡充されてきている。

心身の健康づくりのためには、職場の管理監督者の適切な人事・業務管理はもちろんのこと、職員一人ひとりが健康診断等を通じ、病気を早期に発見・治療すること、健康状態を知り病気の予防と健康増進に役立てることににつなげていく必要がある。

メンタルヘルス対策については、プライバシーや個人情報の保護に配慮し職員が自主的に相談しやすいものとするなど、質的な面での充実を進める必要がある。また、職員自身もストレスや心の健康について理解しストレスを予防する「セルフケア」が重要であることから、この周知等に努める必要がある。

10 勤務条件に関する措置の要求の状況

平成 18 年度において、措置要求事案はありません。

11 不利益処分に関する不服申立ての状況

平成 18 年度において、不服申立て事案はありません。